

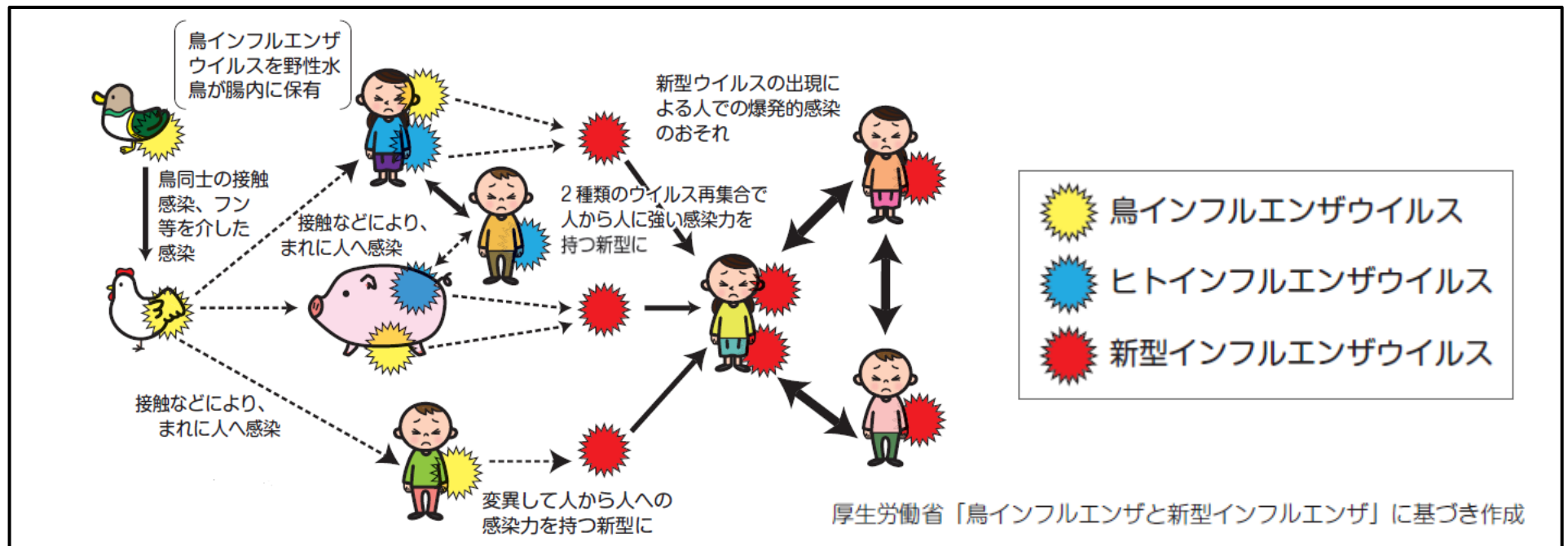
東京都の新型インフルエンザ等対策 (保健医療分野)

東京都福祉保健局
健康安全部感染症対策課

1 新型インフルエンザについて

(1) 新型インフルエンザとは

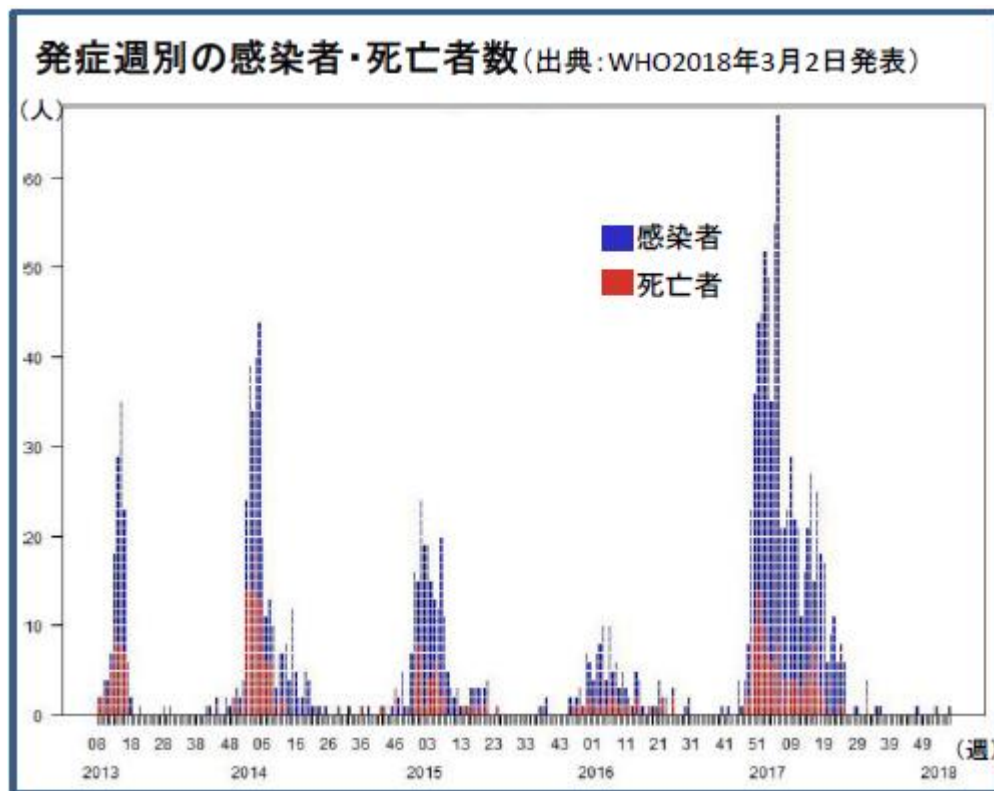
- 鳥インフルエンザウイルスの遺伝子の変異し、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ
- ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすおそれがある。
- 約10年から40年の周期で発生している。



(2) ヒト感染 鳥インフルエンザの発生状況

【鳥インフルエンザ (H7N9)】 <平成30年3月時点>

- 平成25年(2013年)以降、ヒト感染患者は 1,567名 (615名の死亡例含む)
- 発生地域はほとんどが中国。他に、香港・マカオ・台湾・マレーシア(輸入症例)・カナダ(輸入症例)



出典: 厚生労働省ホームページ

【鳥インフルエンザ（H5N1）】 <平成29年9月時点>

- 平成15年(2003年)以降、ヒト感染患者は 16か国で 860名（454名の死亡例含む）

WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザ（H5N1）確定症例数																				
	2003～2009年		2010年		2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アゼルバイジャン	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
バングラデシュ	1		0	0	2	0	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	8	1
カンボジア	9	7	1	1	8	8	3	3	26	14	9	4	0	0	0	0	0	0	56	37
カナダ			0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
中国	38	25	2	1	1	1	2	1	2	2	2	0	6	1	0	0	0	0	53	31
ジブチ	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	90	27	29	13	39	15	11	5	4	3	37	14	136	39	10	3	3	1	359	120
インドネシア	162	134	9	7	12	10	9	9	3	3	2	2	2	2	0	0	1	1	200	168
イラク	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
パキスタン	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
タイ	25	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	112	57	7	2	0	0	4	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	127	64
合計	468	282	48	24	62	34	32	20	39	25	52	22	145	42	10	3	4	2	860	454

注：確定症例数は死亡例数を含む。
WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

（2017年9月27日現在）

出典：厚生労働省ホームページ

2 都の新型インフルエンザ対策（概要）

（1）根拠法令・計画等

国

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（H25.4施行）
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（H25.6策定、H29.9変更）
- 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（H25.6策定、H30.6改定）



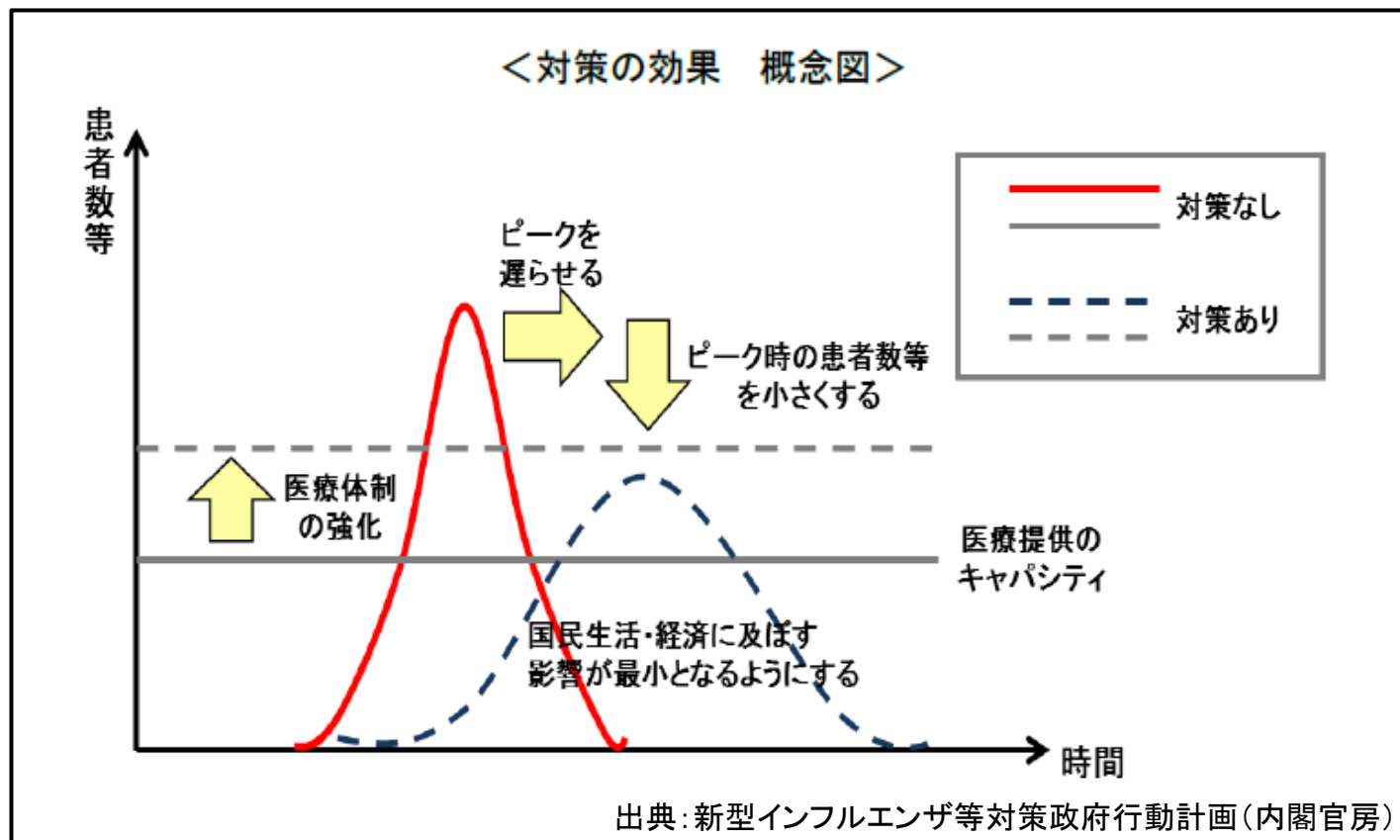
都

- **東京都新型インフルエンザ等対策行動計画**
（H25.11策定、H30.7変更）
対策の基本方針や都が実施する対策等を規定
- **新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン**
（H28.8策定、H30.8改定）
保健医療に関する具体的な取組内容を規定

※ 新型インフルエンザ等（特措法第2条第1項）：新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症

(2) 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、都民の生命及び健康を保護する。
- 都民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。



(3) 被害想定

り患割合	都民の約30%がり患
患者数	3,785,000人
健康被害	<p><流行予測による被害></p> <p>外来受診者数：3,785,000人 入院患者数：291,200人 死亡者数：14,100人</p> <p><流行予測のピーク時の被害></p> <p>1日新規外来患者数：49,300人 1日最大患者数：373,200人 1日新規入院患者数：3,800人 1日最大必要病床数：26,500床</p>

- ・ 従業員は最大40%程度が欠勤する想定

(4) 発生段階に応じた対策

全患者の接触歴を疫学調査で追える状態

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期 (医療)第1・第2・第3ステージ	小康期	緊急事態宣言時
実施体制		●訓練の実施等	(◆政府対策本部設置) ◆都対策本部設置 危機管理対策会議			緊急事態宣言?	(◆政府対策本部廃止) ◆都対策本部廃止	都対策本部
1 サーベイランス・情報収集	●サーベイランス体制を構築し、情報を収集・分析 ●発生段階に応じたサーベイランスの実施	●通年のサーベイランス	●サーベイランスを強化、患者等の全数把握			●重症化の傾向を把握	●通年のサーベイランス	
2 情報提供・共有	●都民、事業者への迅速な情報提供(HP、ツイッター) ●区市町村、医療機関など関係機関との連携強化	●普及啓発	●発生状況、感染予防策、相談体制の周知 ●催物等の制限要請など感染拡大防止策の事前周知		●感染リスクの高い施設、都の施設の感染対策を周知		●第一波終息発表	●制限等を要請した施設、催物の公表
3 都民相談	●新型インフルエンザ相談センター設置 ●感染拡大防止策ほか各種相談対応		●新型インフルエンザ相談センターでの健康相談、医療機関案内		●各局の相談体制強化、相談内容を情報共有し、対応		●平常体制の回復	●都民・事業者への要請等に対する相談対応
4 感染拡大防止	●水際対策、感染リスクの高い施設の感染対策、 ●個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ		●水際対策	●感染予防策の呼びかけ	●感染リスクの高い施設の感染対策	●不要不急の外出や催物の自粛の呼びかけ	●感染拡大防止策の解除	●施設使用や催物開催の制限等の要請・指示

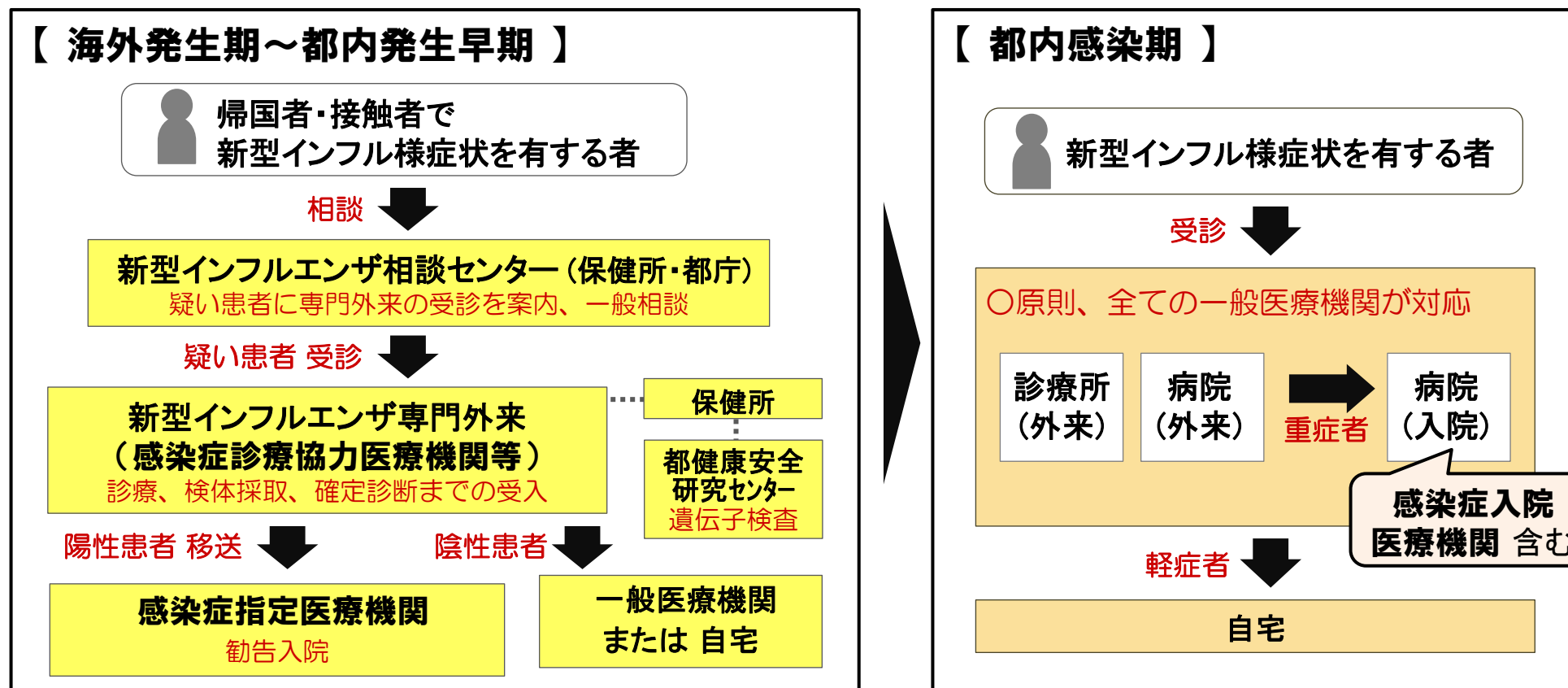
※緊急事態宣言（特措法第32条）：政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期 (医療)第1・第2・第3ステージ	小康期	緊急事態宣言時
5 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●国が行う登録事業者等への特定接種の協力 ●区市町村が行う住民接種の支援 		<ul style="list-style-type: none"> ●特定接種への協力 ●住民接種(勸奨)の準備開始 			<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種(勸奨)の実施支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二波に備えた接種の勸奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種(努力義務)
6 医療	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症診療医療機関の確保や医薬品等の備蓄 ●新型インフルエンザ専門外来の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療体制整備 ●医薬品等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門外来の設置、指定医療機関での入院措置 			<ul style="list-style-type: none"> ●全医療機関での診療 ●院内体制「通常」⇒「強化」⇒「緊急体制」 	<ul style="list-style-type: none"> ●平常体制の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時の医療施設
7 都民生活及び経済活動の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●食料・生活必需品の安定供給の確保、 ●区市町村等への要援護者支援の協力依頼 					<ul style="list-style-type: none"> ●買占め、売惜しみ防止の呼びかけ ●区市町村等への要援護者支援の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●平常活動の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●食料品等の運送・売渡しの要請・指示
8 都市機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン、公共交通機関、行政機能の維持 ●都民の安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定地方公共機関業務計画策定支援 				<ul style="list-style-type: none"> ●ライフラインなど社会機能維持の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●平常体制の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪の防止

3 都の新型インフルエンザ対策（保健医療分野）

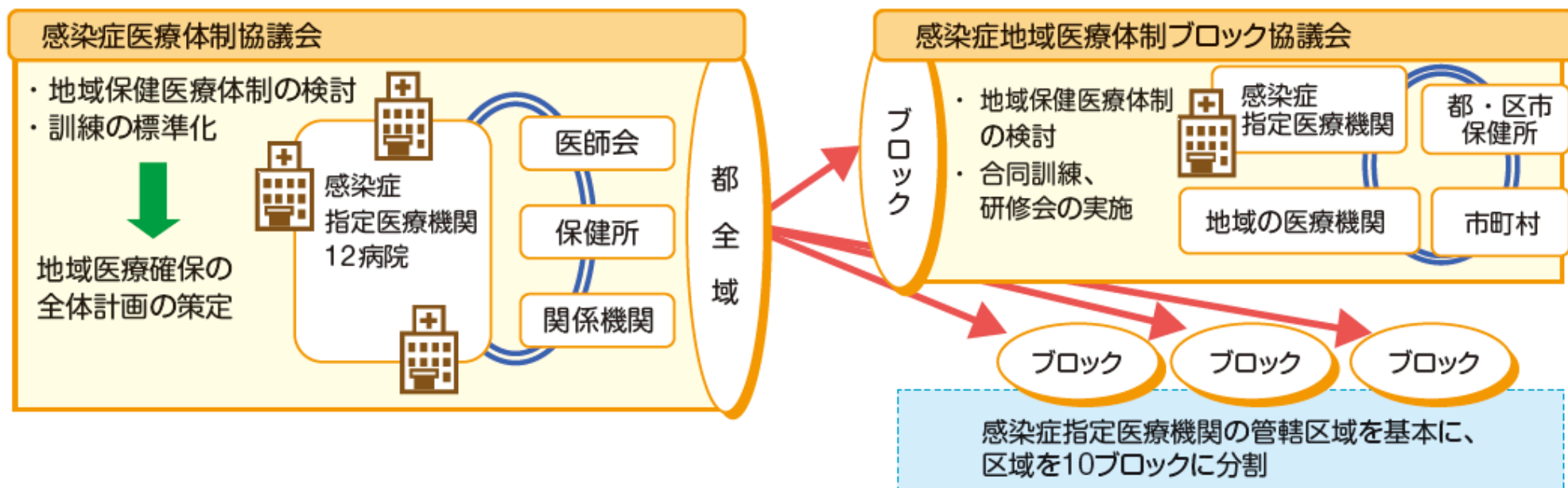
(1) 地域保健医療体制の整備

- 「感染症診療協力医療機関」及び「感染症入院医療機関」を指定・登録し、発生段階ごとの医療提供体制を整備



<検査体制について> 都では、病原体検査を迅速に実施する独自の仕組み(東京感染症アラート)を整備。医療機関が特定の感染症(都が指定)を疑った際、最寄りの保健所に報告し、検査基準に該当する場合は、東京都健康安全研究センターで緊急検査として病原体検査を行う。

- 「感染症医療体制協議会」を設置し、東京都全体の新型インフルエンザ等に対する医療体制の確保について協議
- 都内を感染症指定医療機関を中心とした10地域（ブロック）に分割し、ブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し、地域医療体制の確保について協議



(2) 医薬品・医療資器材の備蓄

	抗インフルエンザウイルス薬		個人防護具
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ タミフルカプセル ・ リレンザ ・ タミフルドライシロップ ・ ラピアクタ ・ イナビル 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具本体（ガウン、ズボン、キャップ 又は ワンピース） ・ ゴーグル ・ N95マスク ・ 手袋 ・ シューズカバー
用 途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外発生期から都内発生早期の感染予防対策用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外発生期から都内発生早期の感染予防対策用
配布先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所 ・ 指定医療機関 ・ 診療協力医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ・ 薬局 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所 ・ 指定医療機関 ・ 診療協力医療機関等

(3) 予防接種体制の構築

【 特定接種 】

概要	<ul style="list-style-type: none">● 新型インフルエンザ等発生時、医療提供や国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し、臨時に行う予防接種（特措法第28条） ※対象業種は政府行動計画・国ガイドラインに規定● 特定接種の対象者となるには、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要あり
実施の流れ	<ul style="list-style-type: none">● 事業者にて登録申請 ※申請するためには、対象業種に該当・産業医の選任（医療分野等は除く）・BCP策定が必要● 厚生労働省にて特定接種対象事業者の登録・公表 （都・区市町村は登録事務に協力） ＜これまでの経過・今後の予定＞ 平成25・28年度 申請受付・確認 平成29年度 厚生労働省にて対象事業者の登録、厚生労働省HPで登録事業者の公表 平成30年度 登録済み事業者の登録内容修正等を受付 平成31年度 新規申請受付予定● 新型インフルエンザ等発生時、政府対策本部にて接種対象者の範囲や接種順位等を決定。ワクチンが供給され、接種を実施 ※登録事業者は新型インフル等発生時も、事業を継続実施する努力義務あり（特措法第4条第3項）
その他	<ul style="list-style-type: none">● ワクチン供給体制等については、国が作成する実施要領で示される予定

【 住民接種 】

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ発生時、全国民を対象に、臨時に行う予防接種 																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急事態宣言あり</th> <th>緊急事態宣言なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第46条 ・ 予防接種法第6条第1項（臨時接種） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項（新臨時接種） </td> </tr> <tr> <td>接種の勧奨</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>接種の努力義務</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>区市町村</td> <td>区市町村</td> </tr> <tr> <td>費用負担</td> <td>公費負担</td> <td>自己負担</td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態宣言あり	緊急事態宣言なし	根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第46条 ・ 予防接種法第6条第1項（臨時接種） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項（新臨時接種） 	接種の勧奨	あり	あり	接種の努力義務	あり	なし	実施主体	区市町村	区市町村	費用負担	公費負担	自己負担
		緊急事態宣言あり	緊急事態宣言なし																
	根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第46条 ・ 予防接種法第6条第1項（臨時接種） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第6条第3項（新臨時接種） 																
	接種の勧奨	あり	あり																
	接種の努力義務	あり	なし																
	実施主体	区市町村	区市町村																
費用負担	公費負担	自己負担																	
実施の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 区市町村にて接種体制を構築（国・都は接種体制構築を調整・支援） ● 新型インフルエンザ等発生時、政府対策本部にて接種対象者や期間等を決定。ワクチンが供給され、接種を実施 																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチン供給体制や接種体制等については、国が作成する実施要領で示される予定（平成30年度中に作成予定） 																		

(4) 普及啓発

- ポスター、リーフレット、ホームページ等で、感染予防策や新型インフルエンザ発生時の受診方法等について周知



<都ホームページ>

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/shingatainflu/index.html>

4 医療機関のBCP策定について

◆ 医療機関の責務 <都行動計画より>

- 平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画（BCP）の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。
- 発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

◆ 医療機関のBCP策定状況

- BCP策定済みの病院は29.6%、一般診療所は7.7%
(H29.3東京都医療機能実態調査結果報告書より。回答数は病院537施設、一般診療所8,510施設)
- BCP策定済みの診療協力医療機関・入院医療機関は59%
(H30.6感染症対策課調査結果より。調査対象数は223機関、回答数は216機関、回答率は96.8%)

	策定済み	策定中	未策定	不明
全 体	59%	15%	19%	7%
診療協力	72%		13%	11% 4
入 院	60%	13%	19%	8%

【BCP策定済み医療機関の課題】

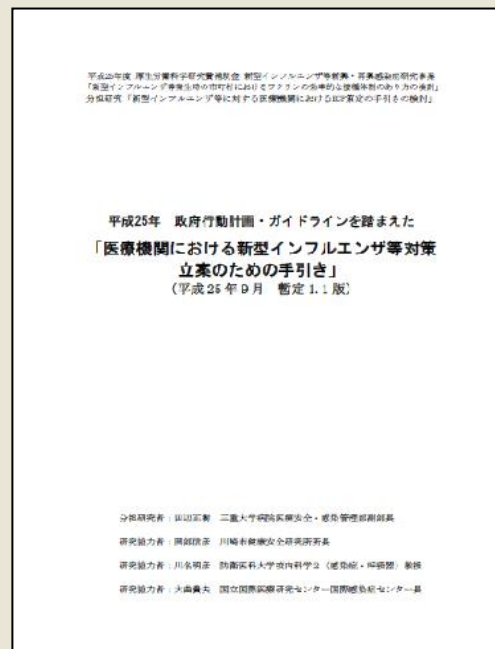
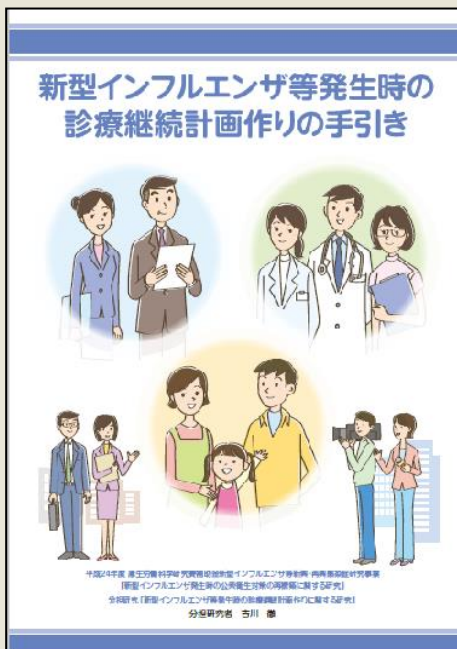
- ◆ 人員確保 ◆ 物品確保
- ◆ 診療場所や動線の確保
- ◆ 職員への周知 ◆ 訓練
- ◆ 計画の検証
- ◆ 地域医療機関や行政との連携

◆ B C P 作成に関する参考資料等

国

- 新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き（診療所、小規模・中規模病院向け）
- 平成25年政府行動計画・ガイドラインを踏まえた「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」（大規模・中規模病院向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/kenkyu.html



都

【平成25年度講習会資料】

- 新型インフルエンザ等対策BCP策定の必要性とメリット
- 「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」を活用したBCPの作り方

【平成26年度講習会資料】

- 診療継続の実効性を高めるために～医療機関「それぞれのBCP」の作り方～
- BCP作成例及びワーキングシート

【平成27年度講習会資料】

- 医療機関におけるBCPの策定と運用
- 医療機関に求められる感染症危機管理

【平成28年度講習会資料】

- 医療機関に求められる感染症危機管理

【平成29年度講習会資料】

- 医療機関に求められる感染症危機管理
- 医療機関の未発生期における感染対策取組事例